

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件
  - 公金の収納の事務を委託した件
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
  - 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件
  - 地籍調査に関する事業計画を定めた件
  - 保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
  - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
  - 道路の区域を変更する件
  - 道路の供用を開始する件
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件
- 公告
  - 一般競争入札を行う件
  - 落札者を決定した件
- 福島県議会
  - 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件
  - 福島県教育委員会教育長
    - 落札者を決定した件
- 正 誤
  - 平成三十年八月二十八日付け定例第三千三十二号中

五 五

## 告 示

### 福島県告示第三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定を解除する区域
    - 田村市大越町上大越字中平六〇番二、六〇番二先（道）、六〇番三、六〇番三先（道）、六〇番一、二及び六一番の各一部で次の図に示す区域
  - 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
    - 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
      - 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
    - 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
      - 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
    - 三 講じられた汚染の除去等の措置
      - 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
- （水・大気環境課）

### 福島県告示第三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 太陽の国病院手数料収納の事務
  - 2 太陽の国交流センター使用料収納の事務
  - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
- 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

(保健福祉総務課)

福島県告示第三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を令和元年五月二十一日救急病院として認定した。

令和元年五月三十一日

名称  
ひらた中央病院

所在地  
福島県知事 内堀 雅雄  
認定有効期限  
石川郡平田村大字上蓬田字清 令和四年五月二〇日  
水内四番地

(地域医療課)

福島県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和元年五月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ南相馬店 福島県南相馬市原町区北原字境堀七六番地一ほか十四筆
- 二 変更しようとする事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 二千六百六十七平方メートル  
(変更後) 二千四百七十七平方メートル
- 三 変更しようとする年月日  
令和元年八月一日
- 四 届出年月日  
令和元年五月十七日
- 五 届出をした者  
東日本ダイワ株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

調査を行う者の名称	調査地	調査期間
福島市	大波第二二 大波第一四	令和二年三月二二日
伊達市	梁川第一五 梁川第一六	同
郡山市	笹川第四 石筵第四 石筵第五 笹川第六	同
須賀川市	滝第六 滝第七	同
天栄村	牧本第二六	同
白河市	石切場	同
塙町	川上九 川上十 湯岐二	同
会津若松市	徒之町	同
喜多方市	磐見第一二	同
北塩原村	大塩第七 大塩第八	同
湯川村	八日町 田中	同
南会津町	永田第七	同
いわき市	上永井F 上永井G	同

(農村計画課)

福島県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条

第三項の規定により、保安林の指定を解除した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

大平熊太 坂本常三郎 中島多善 阿部松之助 新妻末蔵 豊田西太郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定を解除したこと。

2 解除に係る保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する件(平成三十一年福島県告示第百三十三号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

児山幸男 児山重兵衛 星俊彦 星保一 星加名伊 星捷一 星敏秋 星敏美 星榮一 星正治 星治良 星百代 星義一 星金治 星金良 大竹留吉 大竹良雄

中村富一 湯田イセ 湯田キノ 平野ヨツ 堀金満 室井平蔵 室井照男 星和孝

田浦英典 馬場公一朗 野中安吉 阿久津一郎 阿久津三好 阿久津義春 塩田次雄 遠藤榮吉 皆川孫次 齋藤辰雄 小椋千代美 星キセ子 星トミノ 星トミ

子 星久雄 星力 星和子 星喜美雄 星延雄 星恵七 星新 星松男 星正徳

星直記 湯田福一 平野勝三郎 平野和作 平野武次 平野盛彦 塩田寅雄 皆川利男 齊藤貞雄 星サキ 星トミノ 星和子 星幸記 平野太四郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十一年福島県告示第百三十五号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

(森林保全課)

福島県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

大竹ツマノ 菅清一 佐藤忠敏 佐藤忠敏 道中英夫 児島久夫

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十一年福島県告示第百九十八号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

高津貞雄 伊藤元吉 鈴木正一 井上力雄 佐藤利喜千代 長谷川伊與松 平野兵松 新田春江 武藤留松 石川章 長谷川サン 新田マサ 佐藤勇 鈴木哲夫 伊藤傳作 長谷川勇 本間マツ 石川六郎 石川幸伍 佐藤義雄 高津正美 菊地瀧男 鈴木永久 菊地進 満田雲平 塚原文江 藤原肇 佐原幸兵衛 藤原タミ 藤喜市 多田源次郎 塚原壽子 佐藤忠四郎 森元貞司 森文一 塚原ハルミ 五十嵐一三 菊地憲 鈴木俊永 渡邊渡 小林平二 森合正 平野新四郎 平野真

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十一年農林水産省告示第六百八十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市大関四二八番 地先から 同 市大関四八六番 地先まで	変更前 変更後	一〇・〇〇 二一・〇〇	一七七・五
	二本松市大関四二八番 地先から 同 市大関四八六番 地先まで	変更後	一〇・〇〇 二一・〇〇	一七七・五

(道路計画課)

福島県告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

一般国道四五九号	二本松市大関四二八番地先から 同 市大関四八六番地先まで	令和元年五月三十一日
----------	---------------------------------	------------

(道路計画課)

福島県告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
滝太洞1号	いわき市遠野町上遠野字東大沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝太洞2号	同 市遠野町上遠野字滝太洞	急傾斜地の崩壊	
滝太洞3号	同 市遠野町上遠野字滝太洞	急傾斜地の崩壊	
寺戸	同 市遠野町上遠野字小淵	急傾斜地の崩壊	
前山1号	同 市遠野町上遠野字前山	急傾斜地の崩壊	
前山2号	同 市遠野町上遠野字前山	急傾斜地の崩壊	
矢本	同 市遠野町上根本字矢本	急傾斜地の崩壊	
おもて2	同 市遠野町滝字おもて	急傾斜地の崩壊	
柿ノ沢	同 市遠野町滝字柿ノ沢	急傾斜地の崩壊	
申田	同 市遠野町滝字申田	急傾斜地の崩壊	
洞坂	同 市遠野町滝字洞坂	急傾斜地の崩壊	

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
滝太洞1号	いわき市	遠野町上遠野字東大沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝太洞2号	同	市遠野町上遠野字滝太洞	急傾斜地の崩壊	
滝太洞3号	同	市遠野町上遠野字滝太洞	急傾斜地の崩壊	
寺戸	同	市遠野町上遠野字小淵	急傾斜地の崩壊	
前山1号	同	市遠野町上遠野字前山	急傾斜地の崩壊	
前山2号	同	市遠野町上遠野字前山	急傾斜地の崩壊	
矢本	同	市遠野町上根本字矢本	急傾斜地の崩壊	
おもて2	同	市遠野町滝字おもて	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

沢繫	同	市遠野町深山田字沢繫	急傾斜地の崩壊	
小石平	同	市遠野町深山田字小石平	急傾斜地の崩壊	
釜ノ前	同	市遠野町深山田字釜ノ前	急傾斜地の崩壊	
大林	同	市遠野町深山田字大林	急傾斜地の崩壊	
西山	同	市遠野町根岸字西山	急傾斜地の崩壊	
大反田	同	市遠野町根岸字大反田	急傾斜地の崩壊	
深山口	同	市遠野町滝字深山口	急傾斜地の崩壊	

公 告

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

柿ノ沢	同	市遠野町滝字柿ノ沢	急傾斜地の崩壊	
申田	同	市遠野町滝字申田	急傾斜地の崩壊	
洞坂	同	市遠野町滝字洞坂	急傾斜地の崩壊	
深山口	同	市遠野町滝字深山口	急傾斜地の崩壊	
大反田	同	市遠野町根岸字大反田	急傾斜地の崩壊	
西山	同	市遠野町根岸字西山	急傾斜地の崩壊	
大林	同	市遠野町深山田字大林	急傾斜地の崩壊	
釜ノ前	同	市遠野町深山田字釜ノ前	急傾斜地の崩壊	
小石平	同	市遠野町深山田字小石平	急傾斜地の崩壊	
沢繫	同	市遠野町深山田字沢繫	急傾斜地の崩壊	

## 公告第32号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 酒造用精米機 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和元年12月20日（金）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年7月2日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年7月2日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年5月31日（金）から同年7月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年6月11日（火）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年6月11日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年7月24日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（火）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Rice polishing machine for sake brewing rice 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 24 July 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 July 2019
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

#### 公告第33号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン 4,306台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成31年4月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
315,931,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年3月8日

(入札用度課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により、平成三十一年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

福島県議会議長 吉田 栄 光

- 1 公文書の開示請求の件数 6件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
- (1) 決定等の状況

(単位 件)

区	分	件	数
開	全	部	示
	一	部	示
示	小	計	6
不	開	示	0
	う	ち	公
請	求	の	取
却	下	げ	0
合	計		6

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。  
(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合	計
--------------------	------	-----	---	---

第1号 (法令秘情報)	0	0	0	0
第2号 (個人情報)	4	0	0	4
第3号 (事業情報)	4	0	0	4
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0	0
合	計	8	0	8

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。  
3 審査請求に対する裁決等の状況  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審	査	請	求	裁				決		取	下	げ	審	理													
				却	下	棄	却	認	答						一	部											
前	年	度	か	ら	の	数	当	該	年	度	中	に	却	下	棄	却	認	答	一	部	小	計	取	下	げ	審	理
繰	越	件	数	あ	っ	た	新	規	件	数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総 務 課)

福島県教育委員会教育長

## 公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま教育総合ネットワーク仮想ブラウザ環境の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
ふくしま教育総合ネットワーク仮想ブラウザ環境賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成31年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
589,680,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年2月5日

（教育総務課）

四九六	下	二〇	二一・〇	二〇・六	○平成三十年八月二十八日付け定例第三千三十二号中	ページ	正	誤
						段		

正  
誤